

埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項9号の規定に基づく福祉用具専門相談員指定講習（以下「講習」という。）、の指定手続きについて、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める講習の内容（平成18年3月厚生労働省告示第269号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、当該講習事業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件等)

第2条 政令第4条第1項9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定及び当該事業者が実施する講習の指定については、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、行うものとする。

- 2 知事は、申請者が次の各号を満たすと認められる場合に限り、事業者として指定を行うものとする。
 - 一 講習事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
 - 二 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等講習事業の収支を明らかにする書類が整備されていること
 - 三 講習会場が確保されており、受講生が全課程を履修できる条件を整えていること。
 - 四 受講者の個人情報を適正に管理すること。
 - 五 省令第22条の33及び第22条の34に定める基準、この要綱に掲げる基準及び別途定める福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要領（以下「要領」という。）を満たしていること。
 - 六 事業者又は事業者の代表者が、介護保険法（平成9年法律第123号）又は政令第35条の2に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受ける者ではないこと。
 - 七 事業者又は事業者の代表者が、本県又は他の都道府県により研修事業者としての指定を取り消された者又はその取消しの日から起算して5年を経過していない者ではないこと。
 - 八 事業者又は事業者の代表者が、介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消された者又は、その取消しの日から5年を経過していない者ではないこと。

- 九 事業者又は事業者の代表者が、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消された者又はその取消しの日から起算して5年を経過していない者ではないこと。
- 十 事業者又は事業者の代表者が介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他処分を受け、その内容についての改善がなされていない者ではないこと。
- 十一 第二号に規定する書類、受講生の出席名簿その他の講習の実施に要する書類を適正に5年間保存すること
- 十二 その他、講習を適正に実施するための要件を欠いていないこと
- 3 申請が政令、省令、告示及び通知に定める要件、この要綱、要領の要件を満たさない場合で補正することができるものであるときは、知事は、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 4 事業者が前項に定める期間に補正を行わない場合は、申請を却下することができるものとする。
- 5 知事は、第1項の審査又は指定した研修の実施状況の確認を行うため、必要に応じて、申請書に記載された事項等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は調査を行うものとする。
- 6 知事は、前項の調査の結果、実施内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(指定の申請)

- 第3条 省令第22条の26の申請は、様式1の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書」により行うものとする。申請に必要な内容は別途要領に定める。
- 2 前項の申請書は受講生の募集を開始する2か月前までに知事に提出しなければならない。
- 3 講習実施主体の所在地の認定は、法人にあっては、原則として、その登記によるものとする。

(指定の決定)

- 第4条 知事は、前条の申請書が提出されたときは、その指定の可否を決定し、様式2の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定通知書」により申請書を出した者に通知する。
- 2 事業者の指定の有効期間は、指定の取消又は廃止を行わない限り、指定の日から3年間とする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、指定の有効期間を短縮することができる。
- また、当該指定を受けても、講習機関として他の指定機関からの指定が必要な

申請者については、他の指定機関からの指定を条件とした指定を行うことができる。

(事業計画書)

第5条 事業者は、毎年2月末日までに、4月1日から翌年3月31日までに開講する講習に関する年度ごとの事業計画書を様式3「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習年度別事業計画書」により知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項により提出した「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習年度別事業計画書」に変更が生じる場合には、様式4の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習年度別事業変更計画書」を速やかに知事に提出しなければならない。

(講習計画書)

第6条 事業者は、講習の受講生の募集を開始する日の1か月前までに、当該講習にかかる様式5の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習計画書」を提出しなければならない。ただし、第3条に基づく指定申請書又は第7条に基づく更新申請書に添付する場合は、この限りでない。

2 高齢者福祉課長は、前項に基づく講習計画書は第2条に基づき審査を行い、適当である場合には、様式6の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習計画確認通知書」により事業者に通知する。

3 事業者は、前項により通知を受けた講習内容とは変更した内容で講習を実施した場合は、変更した日から10日以内に速やかに知事に様式7の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習内容変更届」を提出しなければならない。

(指定の更新)

第7条 事業者は、指定の有効期間が満了する後に継続して指定を受けようとする場合には、指定の有効期間が満了する日の2か月前までに、様式8の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定更新申請書」を提出しなければならない。

2 知事は、前項に基づく更新申請書が提出されたときは、第4条を準用し、指定の可否の決定及び通知を行う。

(指定内容の変更等の届出の様式)

第8条 事業者は第4条または第7条により指定を受けた内容に変更が生じた場合は様式9の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届」を提出する。

2 高齢者福祉課長は、前項の届出があった場合は、第2条に基づき審査し、届出が適当である場合は、事業者に対し様式10の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届受理書」を送付する。

3 事業者は指定を受けた福祉用具専門相談員指定講習を廃止又は休止する場合は様式11の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習廃止・休止届」を廃止・休止と

なった日から 10 日以内に知事に提出する。

- 4 事業者は前項届出により休止をした福祉用具専門相談員指定講習を再開する場合は様式 12 の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習再開届」を受講生の募集を開始する 1か月前までに知事に提出する。
- 5 指定を受けた事業者が法人等として解散、清算または休止する場合は法人等の解散、清算または休止する予定日の 1か月前までに修了者名簿とともに様式 13 の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習 法人等解散・清算・休止届」を知事に提出する。なお、講習事業を承継する法人等がある場合は、事業者は承継する法人等と協議の上、様式 13 の「過去に受講していた者に対する措置」を具体的に定めなければならない。

(情報の開示)

第9条 事業者は、講習内容を明示するため、学則・運営規定を自らホームページなどにおいて開示するものとする。

(修了証明書)

第10条 事業者は、全過程を修了したと認めた受講生にのみ、修了証明書を発行するものとする。修了証明書の様式は別途要領に定める。

- 2 事業者は受講生の本人確認を公的書類等により行い、修了証明書を発行するものである。
- 3 事業者は、破損、亡失等による修了証明書の再発行の依頼があった場合には、これに応じるものとする。

(修了者名簿及び事業報告書)

第11条 政令第 4 条第 2 項第 2 号イの名簿は、様式 14 の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習修了者名簿」により紙媒体及び電子媒体で作成するものとする。

- 2 事業者は省令第 22 条の 30 に基づき、様式 15 の「事業報告書」を作成するものとする。
- 3 事業者は、前 2 項について、それぞれ年度ごと作成し、翌年度の 5 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

なお、年度の途中で事業者として指定を受け、講習を実施した場合は、指定を受けた日から 3 月 31 日までに実施した講習についての事業報告書を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに提出する。

- 4 事業者は第 1 項の名簿を永久保存するものとし、法人等を解散、休止又は清算する場合には、解散、休止又は清算する予定日の 1 か月前までに知事に引き継ぐものとする。ただし、講習事業を承継する法人等がある場合には、事業者は承継する法人に名簿を引き継ぐものとする。

(指定の取消し)

- 第12条** 知事は、事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は政令第4条第3項の規定に基づき、当該事業者に係る指定を取り消すことができる。
- 一 第2条第2項各号に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
 - 二 受講生の募集内容が虚偽又は誇大なものであるとき。
 - 三 第5条、第6条及び第8条に規定する届出又は第11条規定する報告に虚偽があったとき。
 - 四 第8条第5項の申請がないまま、指定を受けた事業者が法人等として、解散、清算または休止したことを埼玉県が知ってから1年以上経過したとき。
 - 五 前各号に定めるものほか、政令第4条第2項各号に掲げる要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
 - 六 第2条第5項及び第6項に基づいた指示に従わないとき。
 - 七 第4条第2項また書以下により条件付きで指定を受けた研修が、他の研修指定機関から指定の取り消しを受けたとき。
- 2 指定の取消しにあたっては、原則として行政手続法(平成5年法律第88号)第13条の定めるところにより、聴聞の手続をとるものとする。

(指定等の公表)

- 第13条** 知事は、指定又は指定の取消しをしたときは、これを公表するものとする。

(その他)

- 第14条** この要綱に定めるものほか、事業の実施に必要なものは高齢者福祉課長が要領等で別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月13日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から本要綱施行日までの間については、なお、従前の例による。ただし、「厚生労働大臣」とすべきものについては、「埼玉県知事」とする。
- 3 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第18条第1項に基づき指定を受けたものとみなされた事業者の指定の有効期間は、厚生労働大臣が指定した有効期間とする。
- 4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年1月7日から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和6年1月23日から施行する。